# 令和4年定例会5月第2回会議

# 豊浦町議会会議録

令和4年5月23日(月曜日)

午後1時30分 再開

午後2時39分 散会

# 令和4年定例会5月第2回会議

# 豊浦町議会会議録

令和4年5月23日(月曜日) 午後1時30分 再開

#### ◎議事日程

再開宣告

開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員長報告

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第37号 豊浦町課設置条例等の一部改正について

日程第5 報告第2号 専決処分の報告について(豊浦町税条例の一部を改正する条例)

日程第6 報告第3号 専決処分の報告について (令和3年度豊浦町一般会計補正予算(専

決第2号)について)

日程第7 発議第3号 豊浦町議会委員会条例の一部改正について

散会宣告

#### ◎出席議員(7名)

議長8番根津公男君副議長7番石澤清司君

1番 山 田 秀 人 君 3番 小 川 晃 司 君

4番 勝 木 嘉 則 君 5番 大 里 葉 子 君

6番 渡辺訓雄君

# ◎欠席議員(1名)

2番 木村辰二君

#### ◎説明員

町 長 村 并 洋 一 君 町 長 歩 君 副 須 田 教 育 長 吉 朋 行 君 田 代 監査 員 菅 志君 表 委 野 厚 務 課 長 淳 君 総 本 所 地方創生推進室長 久々湊 忍 君 地方創生推進室長補佐 英 和 君 竹 島 町 民 課 長 長谷部 晋 君

# ◎事務局出席職員

 事 務 局 長 荻 野 貴 史 君

 書記(会計年度任用職員)
 熊 坂 早智恵 君

#### ◎再開宣告

○議長(根津公男君) 皆さん、こんにちは。

本日、5月23日は休会の日でありますが、議事の都合により、定例会5月第2回会議を再開いたします。

なお、ただいまの出席議員は7名であり、法第113条の規定による定足数を満たしております。 よって、会議は成立いたします。

### ◎開議宣告

○議長(根津公男君) これより、本日の会議に入ります。

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長(根津公男君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において、6番、渡辺訓雄議員並び に7番、石澤清司議員を指名いたします。

#### ◎議会運営委員長報告

○議長(根津公男君) 日程第2、議会運営委員会の委員長報告をいたします。

議会運営委員会の副委員長から、去る5月19日に開催されました議会運営委員会による本会 議の運営等についての協議経過と結果報告の申出がありましたので、これを許可いたします。 議会運営委員会山田秀人副委員長、登壇願います。

○1番(山田秀人君) 議会運営委員会の報告をいたします。

令和4年定例会5月第2回会議の議事日程等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

会議に付議されている案件については、町長からの提案に係るものとして、条例改正が1件のほか、専決処分の報告が2件であります。また、議会の案件としては、条例改正が1件上程されているところであります。

以上のことから、定例会5月第2回会議の会期につきましては、1日間としたところであります。

以上、委員長報告といたします。

O議長(根津公男君) 議会運営委員会の委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めます。

よって、委員長報告は報告済みといたします。

#### ◎諸般の報告

○議長(根津公男君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

議会におけるその後の動向につきましては、配付文書により報告といたします。

次に、本定例会 5 月第 2 回会議における町長からの提出議案、その他の資料は、それぞれ配付のとおりであります。

次に、説明員及び委任職員は6名であります。

以上、報告といたします。

#### ◎議案第37号 豊浦町課設置条例等の一部改正について

○議長(根津公男君) これより、議案の審議に入ります。

日程第4、議案第37号 豊浦町課設置条例等の一部改正についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

本所総務課長。

**〇総務課長(本所 淳君)** 議案第37号 豊浦町課設置条例等の一部改正についてご説明いた します。

豊浦町課設置条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。

提案理由でございますが、町が総合計画に基づき推進している各種事業については、主要な 事業が産業観光課に集中していることから、職員の負担を軽減するとともに、より効率的な事 業推進が行えるよう機構改革を行う必要があるため、本条例案を提出するものです。

改正条文の朗読を省略し、条例改正等新旧対照表でご説明しますので、新旧対照表の1ページをお開き願います。

第1条の産業観光課を農林課及び水産商工観光課に再編し、農林課にバイオガスプラントに関することを明記します。また、水産商工観光課に漁業系一般廃棄物リサイクルセンターに関することを明記いたします。

次に、3ページをご参照ください。

課設置条例改正に関連して影響のある豊浦町観光開発審議会条例第6条において、審議会の 庶務を産業観光課から水産商工観光課に改正いたします。

議案書の3ページをお開き願います。

附則といたしまして、この条例は、令和4年6月1日から施行するものです。 以上で説明を終わります。

- ○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。 石澤議員。
- ○7番(石澤清司君) 質問させていただきたいと思います。

全員協議会でも質問させていただいたのですけれども、令和4年度は、町長の改選があり、 予算等については、骨格予算、肉づけ予算ということで、これも無事承認された状況の中で、 豊浦町の課の設置条例の一部を改正するということで、産業観光課を農林課と水産商工観光課 にしたいという提案がございました。

今、課題として対応しなければならない状況下で、このように課をつくり、専念をするという状況は万やむを得ないのではないかというふうに私も考えておるわけでございますけれども、やはり、今後、豊浦町の行政機構改革も含めて、今の国の政策的なもの、また、豊浦町のまちづくりの政策に基づいて、この機会に組織全体の機構改革も考えていく時期に来ているのではないかと私は考えております。

本来であれば、今回提案された水産商工観光課については、水産課と商工観光課という課を設置してやるべきことなのかなと考える一人でございます。

なぜ水産課にするかというと、今、漁業系一般廃棄物の問題もさりながら、豊浦町の漁業振興は豊浦町において重点政策の一つになっていくだろうという中で、この中の予算等についても当然考えていかなければなりません。

また、それには、雑物だけではなくて、かご洗い機の洗浄施設についてももう20年が経過しているから、いずれかには改修していかなければなりません。

また、水車公園についても、サケ・マスのふ化という状況もありまして、上泉にあるさけ・ますふ化場についても、いずれ時期が来たら改修をしていかなければならない状況にあるのだろうと思っています。また、町がいろいろと補助しているホタテのかご洗い機等についても、時期が来れば対応していかなければならないということで、全般にわたって、水産についても、今後、いろいろ考えながらやっていかなければならないということになってくると、豊浦町の重点産業である水産におけることも課にして、豊浦町として考えていく必要性があるのではないかと思います。

また、もう一つの観光についても、豊浦町の稼げる観光ということも含めて、今後、まちづくりの政策の中で重点的に考えていかなければならないことがあるだろうと思います。また、国の政策の中で、デジタル庁という中で、行政システムのIT化を促進するということです。これも、当然、豊浦町として国の政策にのっとってIT化をどうしていくのかということも、どこかの課でやっていかなければならないことになると思います。

私は、今後、豊浦町のまちづくりについては、今、地方創生推進室ということで「室」になっていますけれども、これを地方創生推進課にして、ここに豊浦の今後のまちづくりの拠点を置いて、6次の豊浦町の政策等も含めて、ここが中心になっていくと。

私は、商工観光も地方創生推進室に持ってきて、国の総務省の管轄に縦系列で町も対応できるような仕組みとして考えていかなければならない時代であると私は考えております。

今回の状況はやむを得ないと思っていますけれども、近いうちに、国のそういう流れ、また、 豊浦町のまちづくり政策の上で必要な課も含めて、組織を変えていく必要性があるのではない かと思います。

当然、今から考えていろいろやらなければ、来年度に向けてすぐに対応できないということがあります。ですから、今年度中にめどを立てるということもスタートさせていかなければならないと考えております。

これらのことについて、町長の考えがあればお尋ねさせてください。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 今、石澤議員がおっしゃられたことは、私も当然理解しております。 全体的な行政改革の見直しの中で、重点政策として豊浦町は水産業があり、これからの産業の 醸成を考えると、観光ということも十分捉えて発展させていかなければなりません。

ということで、全体的に、今の地方創生推進室が国の地方創生を併せて担っているわけでございます。残念ながら、現時点でできるところとできないところが人員も含めてあるということをご理解いただきながら、今回は、まず最初に、水産商工観光課と農林課に分けていくことで、それぞれの負担軽減を図りながら効率的な事業に向けて取り組んでいくということでございます。

先ほど議員が言われたことに関しても、これからできるだけ遅くならないように考えていかなければならないと私自身も思っているところでございます。

ということで、今回は今回として、これからの方向性として十分に捉えていきたいと考えて おります。

- ○議長(根津公男君) ほかにございませんか。 渡辺議員。
- 〇6番(渡辺訓雄君) これはこれとして、設置については承服できるのですが、一つは、産

業観光課を農林課と水産商工観光課とするということですね。

条例にもありますが、水産商工観光課のほうで、漁業系一般廃棄物リサイクルセンターに関すること、関連がありますからもう1点聞きますが、農林課のバイオガスプラントに関することです。

これは、今までも所管で取り組んできたのですね。結果として、様々なアクシデントがあって、書類送検なども含めて、だから、こういうふうに分けたとは私は思っていませんが、これは抽象的な内容になっています。バイオガスプラントに関する件、水産系雑物のリサイクルセンターに関することということで、もうちょっと町長の主体的な思いをお尋ねしたいと思います。中身です。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** ご存じのとおり、提案理由でも申し上げましたとおり、今までの課では重荷になっているということでございますので、議員の皆様からもご指摘を受けましたように、それらを軽減していくべきだということでございますので、皆さんのご意見を聞きながら、今回、課設置条例を改正することにしたわけでございます。

その中で、バイオガスプラントにつきましては農林課、漁業系一般廃棄物リサイクルセンターに関することにつきましては水産商工観光課ということで明確に分けさせていただきました。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 私は、別に分散することについて批判も何もしていません。

水産商工観光課の、ハザカプラントの関係ですね。ハザカプラントで処理しているものは一般廃棄物なのです。町が委託者で、漁協は受託者です。今でもハザカプラントの雑物は山盛りになっています。これから支出もあるだろうけれども、それはそっちのほうで対応するだろうけれどもね。

町長が言っているのは、一般廃棄物を受託者に、受け取る側にと、そういう責任の言い方ばかりしているのです。一般廃棄物は町なのです。そこで何かあれば、受託者と連携して、早めに処理していくのが町の仕事です。

それから、バイオガスプラントに関することで、軽減したり、今まで以上に機能するのなら別だけれども、バイオガスプラントは事業なのです。今はもう4年目になったら、稼働率は60%から80%にしていなければいけないのです。つくっても、利用者がいなかったらたまる一方なのです。バイオガスは事業なのだ。

今、同僚議員が質問したけれども、取りあえず、これはこれで分けて取り組むことは何も否定しないです。限られた人材しかいないのだからね。

バイオガスは事業なのですよ。収支状況はね。大きな乖離がありますね。水産系のものは一般廃棄物なのです。町がちゃんとしなければいけないのです。

そういう先を見た人事配置にも取り組んでいるとは思いますが、そこの中身について、町長の思い、取組姿勢がちょっと欠けているなと思います。軽減するのはいいのです。そんなことを聞いているわけではないのです。あまりに抽象的で分からないから理事者の思いをお尋ねしているのです。ガバナンスも含めてね。

おおむね私のほうから申し上げたけれども、いろいろなヒントになったと思うので、再度お 尋ね申し上げたい。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** ハザカプラントに関しては、今、課を分けてやることによって、それ ぞれの取扱い分野が明確になっていくということでございます。そういう中で、近日中にほか

のプラントはどうやっているかというのを見に行くことになっています。受託先である組合に関しては、事業責任ということもありますけれども、議員ご指摘のとおり、最終的には一般廃棄物は町の責任の名において処理しなければならないことは重々承知の上でございます。そういうことを含めて、ほかのまちでの処理の状況等も研修、視察していきながら、機構改革による新たな組織によりまして、これからスピード感を持って対応に当たっていきたいと考えているわけでございます。

なお、今までの状況について乖離等もあったということを私も述べさせていただいておりますが、これから、その辺に関しても、行政としての無謬性を持ちながら、これから検証しながら、新たな復元力の考えの下に遂行していかなければならないというふうに思っております。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 今、水産系のほうは、さわりだけは説明があったので、その前後左右を考えると、そういう思いも伝わってまいりました。バイオガスプラントについても、事業については理事者も把握しているようですが、乖離もあるという話ですけれども、その乖離に対してどう取り組んでいくのかというところも考えていると思いますので、お尋ね申し上げたいと思います。
- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** バイオガスプラントのほうでも乖離があるということでございます。 机上の計算と実態となかなか合わないのかなということでございます。 先ほども言いましたように、これらのどこに問題があるのかということをしっかり突き詰めている状況です。 できるだけ早くその辺を皆さん方にお示ししながら、あるべき姿、よりよい安定稼働、運営についてお示ししながら、説明しながらご理解を賜りたいと考えているところでございます。
- ○議長(根津公男君) ほかに質疑はございませんか。 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 役場の機構を改革するということで、今回、条例改正案が上程されました。この背景には、昨年の6月に北海道警察が強制捜査に入り、いわゆる廃掃法違反でこういう問題が生じて、一つの課に集中し過ぎたために、無用な、不幸な形になったということが言われております。

そこで、新しい水産商工観光課が所掌する6項目ですね。公園管理から豊浦温泉に関することとなっておりますが、(2)に水産業及び漁協に関することとあります。漁業系一般廃棄物の所掌事務は水産商工観光課が行うということですか。

廃掃法の考え方は、事業者責任ということも一つ加わってくるというお話がありました。そういう中で、雑物の処理というのは、一般廃棄物ですが、その所管はどこが受け持つことになるのですか。水産商工観光課の(2)に該当するという考え方でよろしいのですか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) そのとおりでございます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** そうすると、二重の行政になりませんか。町民課も廃棄物処理ということで、一般廃棄物もございますから、そこに二つの課がまたがっていくことになりませんか。
- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) 一般廃棄物リサイクルセンターに関することというのは、先ほども言いましたように、処理場においての運営等となります。町民課につきましては、廃棄物及びごみなど、いろいろな法律にまたがる課であると理解していただければいいと思っております。

水産商工観光課につきましては、あくまでも(2)のリサイクルセンターに関することという ことで、この運営や維持管理等となります。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** リサイクルセンターに関して所掌するのは、別な条例でどこどこの課が担当するという考え方でおっしゃっているのですか。それとも、(2)では水産業及び漁港に関することで、漁業系廃棄物についての所掌は読み取ることができないです。どういう考え方でリサイクルセンターに関する所掌をどう位置づけているのか、この課設置条例の中では読み取れないということです。そこら辺はどのように考えるのですか。
- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- ○総務課長(本所 淳君) 廃棄物の所掌については町民課になります。今回、条例改正案に明記させていただいた漁業系一般廃棄物のリサイクルセンターに関することということで、あくまでも所掌についてはリサイクルセンターに関することであって、廃棄物そのものではないということです。ただ、ここのリサイクルセンターでは廃棄物を取り扱いますので、そこは町民課とも十分連携させてもらった上で、廃棄物に関することとリサイクルセンターに関することを実際には分けて考えていただければと思います。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 考え方について、雑物というのはごみではなくて、リサイクルする資源だという考え方ですね。リサイクルセンターは課設置条例の中のどこに書いているのですか。 これはどういうふうに位置づけられるかということです。私はそういうことを聞きたかったのです。
- ○議長(根津公男君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時00分再開 午後2時13分

- ○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。 今、議案書の差し替えをさせていただきましたので、それについて説明します。 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) 大変申し訳ございませんでした。

豊浦町課設置条例等の一部改正について、また新旧対照表において異なった表現がありましたことに、心よりおわびを申し上げる次第でございます。

ただいま、差し替えをいたしましたので、内容について総務課長から説明させていただきます。

- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- ○総務課長(本所 淳君) 申し訳ございません。

お手元に、議案を修正したものをお配りさせていただきました。

内容について改めてご説明させていただきますが、産業観光課の(1)の農業から(8)の 豊浦温泉に関することを、農林課、(1)農業に関すること、(2)林業に関すること、(3) バイオガスプラントに関すること、及び、水産商工観光課として、(1)水産業及び漁港に関 すること、(2)漁業系一般廃棄物リサイクルセンターに関すること、(3)商工業に関する こと、(4)観光及び労働に関すること、(5)道の駅に関すること、(6)豊浦温泉に関す ること、(7)公園管理に関すること、このように改めさせていただきます。 よろしくお願いいたします。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 私の質問で、よく分からないところがあったということで、よく精査 したら、資料が全然違ったということでありましたので、改めて、今、伺ったところでありま す。

実際に、漁業系一般廃棄物リサイクルセンターに関することは、条例改正で水産商工観光課が所掌するということが明記されております。

この雑物、いわゆる漁業系廃棄物ですが、これをリサイクルする、資源化するということになりますから、一つは資源になりますね。廃棄物ではありませんね。しかしながら、水揚げされたホタテに付着して、陸で雑物が生まれるわけですね。雑物というか、付着物が出ますね。陸上でというか、船の上にも雑物があるのかどうか分かりませんけれども、それをリサイクルセンターまで運ぶわけですね。これは一般廃棄物になりませんか。車両にそれを積載して、リサイクルセンターまで持ち込んでいくということになりますから、これは廃棄物の所掌する課が、どういうふうな経路でどういう積載の仕方をして、ルールに従ってリサイクルセンターまで運んでいくか、こういうことは町民課がやることになるわけですね。そういうことで、ここには町民課も関わってくることになりませんか。

- ○議長(根津公男君) 長谷部町民課長。
- **〇町民課長(長谷部 晋君)** 今のご質問ですけれども、山田議員がおっしゃられるとおり、海の上でも、船に上がった時点で雑物扱いです。それは、もちろん陸に上がってきます。それももちろん雑物です。それをリサイクルセンターまで肥料の原料として運ぶわけですけれども、今までの慣例的なことを言っては申し訳ありませんけれども、それら全てをリサイクルセンターの所管のほうで、運営から何から全て所管のほうで漁組に委託しているものですから、委託先である漁組のほうの取扱い方法は所管のほうで対応していただくというのが現状でございます。本来であれば、雑物は廃棄物ですので町民課も関わるべきだったと思いますけれども、今までは所管のほうの対応のみでございました。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **○1番(山田秀人君)** 先ほど、休憩中にここでお話をしましたけれども、リサイクルセンターまでトラックで運ぶわけです。その水分が道路上をひたひたと滴らせながら走っていくようなトラックでしょう。あそこにあるものはみんなそうではないですか。野積みになってね。そんなような格好で運んでいくのが多々見られているということです。

町民が新富に行く途中に、ここから運ぶ車が前を走行していて、水分が滴り落ちている状況もあったということです。やはり、そういうこともきちんと見ていかなければならない気がするのですが、その辺の指導ですね。そこまで委託するのであれば、きちんとやりなさいと言うことも町としての責務ではないかと思いますが、いかがですか。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部町民課長。
- **〇町民課長(長谷部 晋君)** 私もそういう現場を実際に見たことはありませんが、そのお話を聞くと、漁組のところに雑物が野積みになっていて、それをダンプで運んでいるのは私も把握しています。それを垂れ流しにしているというのは見たことがありませんけれども、山田議員がおっしゃられるとおり、大体想像がつきます。基本的に廃棄物というのは、箱の中に収めて、臭いも出してはいけませんし、もちろん水分を出してもいけません。そういう設備の車両で運ぶのが当然でありますので、今まであまり把握していなかったということに関しては申し訳ないと思うのですが、今後はそこら辺も、毎日は無理ですけれども、把握なりの対応をした

いと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(根津公男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

## ◎報告第2号 専決処分の報告について (豊浦町税条例の一部を改正する条例)

〇議長(根津公男君) 日程第5、報告第2号 専決処分の報告について(豊浦町税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長谷部町民課長。

**○町民課長(長谷部 晋君)** 報告第2号 専決処分の報告についてご報告いたします。 議案書の4ページをお開きください。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分しましたので、同条第2項の 規定により、これを報告するものでございます。

専決処分の内容につきましては、豊浦町税条例の一部を改正する条例でございます。 次のページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたします。

専決処分年月日は、令和4年3月31日でございます。

次のページの別紙の朗読を省略させていただきまして、5月第2回会議説明資料の1ページ をお開きください。

豊浦町税条例の一部を改正する条例の概要に基づきましてご説明いたします。

2項目めの改正の内容のうち、一つ目の町民税(1)法人町民税につきましては、法律改正 に伴う条文整理でございます。

続いて、二つ目の固定資産税につきましては、法律改正に伴う規定の整備及び条文整理で、主には、①としまして、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る特例措置を創設するもの、②としまして、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う所要の措置を行うもの、③としまして、令和4年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を100分の2.5とする所要の措置を行うものです。

議案書の7ページをお開きください。

附則としまして、施行期日ですが、この条例は令和4年4月1日から施行いたします。 次に、固定資産税につきまして、2項から3項まで経過措置を規定しております。 以上で、報告を終わります。

○議長(根津公男君) 説明が終わりましたが、この報告は地方自治法第180条第1項の規定に

基づく専決処分の報告案件となっていることから、特に確認したい事項があれば、質疑を受けることといたします。

渡辺議員。

- **○6番(渡辺訓雄君)** 国の改正で、右に倣えなのは分かるのだけれども、平たく説明していただければと思います。現状に見合った状況で。
- 〇議長(根津公男君) 長谷部町民課長。
- **〇町民課長(長谷部 晋君)** 主な点を申し上げますけれども、固定資産税の部分でございます。

まず、①の貯留機能保全区域の関係につきましては、近年の大雨などの災害に関連しまして、要は河川のそばにある低い土地とかくぼ地のようなところは水がたまりやすいので、そういうところに水を流すという意味で、貯留機能保全区域の指定を都道府県知事が行うのですけれども、指定になった土地の価格につきまして、最初の3年度分に限り、課税標準を4分の3にするということで、要は4分の1を軽減するという内容です。

また、省エネ改修工事ということで、窓、外壁、床、天井を断熱効果のあるものに改修する場合ですが、その工事費は今までは50万円が該当だったのですが、それが60万円ということで10万円ほど上がりまして、60万円を超えたものに対しても同様に軽減するということです。ただ、60万円までいかない場合は、先ほど言いました断熱工事のほかに、太陽光の装置などをつけて60万円を超えれば対象にするという内容になっております。

三つ目の商業地の課税標準額の2.5%につきましては、地価が上昇したところについて、今までは5%の負担調整措置として上昇させているのですが、令和3年度はコロナの関係もあって据え置かれました。令和4年度から通常の5%を増加させることにはなっていたのですけれども、商業地の部分で経済的な負担が多いというところで、5%ではなく2.5%に軽減して、その負担調整措置を上げることにしたという内容になっております。

○議長(根津公男君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、報告第2号 専決処分の報告について(豊浦町税条例の一部を改正する条例)は、報告済みといたします。

- ◎報告第3号 専決処分の報告について(令和3年度豊浦町一般会計補正予算(専決第2号)について)
- **○議長(根津公男君)** 報告第3号 専決処分の報告について(令和3年度豊浦町一般会計補正予算(専決第2号)について)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久々湊地方創生推進室長。

〇地方創生推進室長(久々湊 忍君) 議案書の9ページでございます。

報告第3号 専決処分の報告についてご説明いたします。

地方自治法180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

10ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をするものでございます。 専決処分の内容につきましては、一般会計の補正予算で、専決処分日は令和4年3月31日で ございます。

それでは、専決処分の内容についてご説明させていただきます。

令和3年度豊浦町一般会計補正予算(専決第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の追加は、第5表、地方債補正による。

続きまして、12ページの第5表、地方債の補正よりご説明いたします。

コミュニティバス運行事業におきまして、限度額を940万円増額し、1,560万円とするもので ございます。

続きまして、14ページ、15ページの補正予算事項別明細書の歳入についてご説明いたします。 令和3年度におけるコミュニティバス運行事業の決算見込みに伴い、当初計上していた補助 金2,906万円が2,231万7,000円減額となり、その一部の940万円を過疎債の増額で補う財源更正 でございます。

また、これに伴う財源調整といたしまして、基金繰入金、財政調整基金を減額するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長(根津公男君) 説明が終わりましたが、この報告は地方事業180条第1項の規定に基づく専決処分の報告であることから、特に確認したい事項等があれば、質疑を受けることといたします。

渡辺議員。

- **〇6番(渡辺訓雄君)** 財源調整も、繰入金も、町債もおおむね分かるのだけれども、たまたま22款の町債に総務債とあるのです。これは、今まで、数はほとんどなかったのではないかと思うのです。町債は分かるのだけれども、総務債とはどういうものなのか、お尋ね申し上げたい。
- **〇地方創生推進室長(久々湊 忍君)** 総務債という記載でございますが、中身については過疎債でございます。
- ○議長(根津公男君) ほかに質疑ありませんか。 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 決算委員会の委員長報告で、安易に過疎債や地方債を発行して財政を 運営していくことは控えるようにということをしているのですが、これは有利性ということを 考えているのですか。

地方債を発行して、いわゆる借金ですよね、この分はね。自分の貯金から出さないで、借金して、後年度に払っていくという考え方ですが、家庭で考えても、どこでもいいのですけれども、これはどうなのですか。今、自分の貯金を崩すよりは有利な金利で借りたほうがいい、そして、行く行く、来年かいつかは知らないけれども、返却分の、過疎債ですから7割ですか、その分が地方交付税に算入されて、結局、あとは3割ぐらいにしかならないという考え方になるのでしょう。そこら辺の有利性というのは、幾ら得なのですか。

細かい話はいいけれども、そういうことがいつも決算委員会で報告されて、基金はだんだん 足りなくなってきているということを議会でも指摘しているのです。

そこら辺の考え方といいますか、もう令和3年ですから、そこら辺の財政運営は大丈夫ですか。

〇議長(根津公男君) 本所総務課長。

○総務課長(本所 淳君) 起債の取扱いについて、また基金の取扱いについてでございます。 おっしゃるとおり、今回の部分については、過疎対策事業債の対象になるということで、7 割の交付税措置があります。ただ一方で、借金があることも事実であるということです。そこで、実際に基金を取り崩すのか、それとも借入れを起こしても交付税の措置を求めるのかというところが一つの判断材料になるかと思いますけれども、財政当局といたしましては、財政調整基金の残高等を踏まえると、コミュニティバス運行事業その他のソフト事業についても、過疎債を増額させて交付税によるそのメリットを重視したということで、今回の増額でございます。

以上でございます。

○議長(根津公男君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) なければ、報告第3号 専決処分の報告について(令和3年度豊浦町 一般会計補正予算(専決第2号)について)は、報告済みといたします。

## ◎発議第3号 豊浦町議会委員会条例の一部改正について

○議長(根津公男君) 日程第7、発議第3号 豊浦町議会委員会条例の一部改正についてを 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

勝木総務文教常任委員長。

**〇4番(勝木嘉則君)** 発議第3号 豊浦町議会委員会条例の一部改正についてをご説明いた します。

豊浦町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものであります。

提案理由は、豊浦町課設置税条例の一部改正により機構改革が行われたため、所要の改正が 必要となることから、本条例案を提出するものです。

別紙に移りまして、裏面をご覧ください。

豊浦町議会委員会条例の一部を改正する条例。

豊浦町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号1中、産業観光課を農林課に改め、同号中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。2、水産商工観光課の所管に属する事項。

附則として、この条例は、令和4年6月1日から施行する。

以上で、説明を終わります。

○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

以上をもちまして、本日の日程は、全て終了いたしました。

# ◎散会宣告

○議長(根津公男君) 本日は、これをもって散会いたします。 ご苦労さまでございました。

午後2時39分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年5月23日

議長

署名議員

署名議員